



ひと、暮らし、
みらいのために

Niigata Labour Bureau

厚生労働省 **新潟労働局**

Press Release

平成 30 年 12 月 25 日 (火)

報道関係者 各位

【照 会 先】

新潟労働局 職業安定部 職業対策課
課長 古川 和春
課長補佐 長崎 一郎
地方障害者雇用担当官 柴野 嘉紀
(代表電話) 025-288-3508 (夜間電話) 025-288-3543

平成 30 年 新潟県の機関等における 障害者雇用状況の集計結果

新潟労働局では、平成 30 年 6 月 1 日現在の地方公共団体の「障害者任免状況」並びに独立行政法人等の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の規定に基づき、地方公共団体及び独立行政法人等に義務付けられている毎年 6 月 1 日現在の障害者の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成 31 年 3 月末までに公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】

<地方公共団体>法に基づく障害者雇用率 2.5% (2.3%)

ただし、都道府県等の教育委員会（注 1）は 2.4% (2.2%)

- ・新潟県：雇用障害者数 259.0 人 (243.0 人)、実雇用率 2.81% (2.64%)
- ・市町村：雇用障害者数 575.5 人 (554.0 人)、実雇用率 2.39% (2.28%)
- ・教育委員会：雇用障害者数 362.5 人 (351.5 人)、実雇用率 2.36% (2.26%)

<独立行政法人等（注 2）>法に基づく障害者雇用率 2.5% (2.3%)

- ・雇用障害者数 8.0 人 (8.0 人)、実雇用率 3.67% (3.75%)

※（ ）は前年の値

注 1 都道府県等の教育委員会は、新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会が該当する。

注 2 独立行政法人等は、新潟県立大学、長岡造形大学、新潟県立看護大学が該当する。なお、国立大学法人等の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 地方公共団体における在職状況

(1) 新潟県の機関（法定雇用率2.5%）

新潟県の機関に在職している障害者の数は259.0人で、前年より6.6%（16.0人）増加しており、実雇用率は2.81%と、前年に比べ0.17ポイント上昇した。

4機関中4機関で達成。

[3ページ、5ページ]

(2) 市町村等の機関（法定雇用率2.5%）

市町村等の機関に在職している障害者の数は575.5人で、前年より3.9%（21.5人）増加しており、実雇用率は2.39%と、前年に比べ0.11ポイント上昇した。

46機関中34機関で達成。

【未達成機関】

新潟市、加茂市、加茂市教育委員会、新発田市、胎内市※、阿賀野市、阿賀野市教育委員会、十日町市※、南魚沼市、湯沢町、村上市教育委員会、関川村※
※当該調査は6月1日現在のものであり、胎内市、十日町市、関川村は、現在達成済みとなっている。

[3ページ、6ページ]

(3) 新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会（法定雇用率2.4%）

2機関の教育委員会に在職している障害者の数は362.5人で、前年より3.1%（11.0人）増加しており、実雇用率は2.36%と、前年に比べ0.1ポイント上昇した。

2機関中1機関で達成。

【未達成機関】新潟県教育委員会※

※当該調査は6月1日現在のものであり、新潟県教育委員会は、現在達成済みとなっている。

[3ページ、5ページ]

2 独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等※1（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は8.0人で、前年と同数となり、実雇用率は3.67%と、前年に比べ0.08ポイント低下した。

3機関中2機関が達成。

【未達成機関】長岡造形大学※2

※1 国立大学法人（新潟大学、長岡技術科学大学及び上越教育大学）の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。

※2 当該調査は6月1日現在のものであり、長岡造形大学は、現在達成済みとなっている。

[3ページ、5ページ]

総括表

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 地方公共団体における在職状況

(1) 新潟県の機関(法定雇用率2.5%)

※()内は平成29年の再点検後の数値

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	9,230.0 人 (9,214.0 人)	259.0 人 (243.0 人)	2.81 % (2.64 %)	4 / 4 (4 / 4)	100.0 % (100.0 %)
新潟県 (知事部局)	6,240.5 人 (6,236.0 人)	167.5 人 (172.0 人)	2.68 % (2.76 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
新潟県の その他の機関	2,989.5 人 (2,978.0 人)	91.5 人 (71.0 人)	3.06 % (2.38 %)	3 / 3 (3 / 3)	100.0 % (100.0 %)

(2) 新潟県市町村等の機関(法定雇用率2.5%)

※()内は平成29年の再点検後の数値

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
新潟県市町村 等の機関	24,047.0 人 (24,272.0 人)	575.5 人 (554.0 人)	2.39 % (2.28 %)	34 / 46 (35 / 46)	73.9 % (76.1 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関の3機関は、公表日時点で達成済み。

(3) 新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会(法定雇用率2.4%)

※()内は平成29年の再点検後の数値

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	15,391.5 人 (15,581.5 人)	362.5 人 (351.5 人)	2.36 % (2.26 %)	1 / 2 (2 / 2)	50.0 % (100.0 %)
新潟県教育 委員会	11,664.5 人 (11,819.5 人)	270.0 人 (263.5 人)	2.31 % (2.23 %)	0 / 1 (1 / 1)	0.0 % (100.0 %)
新潟市教育 委員会	3,727.0 人 (3,762.0 人)	92.5 人 (88.0 人)	2.48 % (2.34 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)

※新潟県教育委員会は、公表日時点で達成済み。

2 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

※()内は平成29年の再点検後の数値

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政 法人等	218.0 人 (213.5 人)	8.0 人 (8.0 人)	3.67 % (3.75 %)	2 / 3 (3 / 3)	66.7 % (100.0 %)

※長岡造形大学は、公表日時点で達成済み。

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 新潟県知事部局は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
A=新潟県知事部局 B=新潟県議会事務局
- 6 「独立行政法人等」のうち、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人（新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学が該当）については、厚生労働省により障害者雇用状況が公表される。「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指し、新潟県立大学、長岡造形大学、新潟県立看護大学が該当する。

集計結果の詳細

1 地方公共団体における在職状況

1 新潟県の状況(法定雇用率2.5%)

	①算定の基礎となる職員数	②雇用障害者数	③実雇用率	④不足数(注1)
合 計	9,230.0	259.0	2.81	0.0
新潟県(知事部局・議会事務局)	6,240.5	167.5	2.68	0.0
新潟県企業局	96.5	2.0	2.07	0.0
新潟県病院局	2,270.0	72.5	3.19	0.0
新潟県警察本部	623.0	17.0	2.73	0.0

2 新潟県市町村等の機関の状況(6ページに掲載)

3 新潟県教育委員会の状況(法定雇用率2.4%)

	①算定の基礎となる職員数	②雇用障害者数	③実雇用率	④不足数(注1)
新潟県教育委員会	11,664.5	270.0	2.31	9.0

(注3)

4 新潟市教育委員会の状況(法定雇用率2.4%)

	①算定の基礎となる職員数	②雇用障害者数	③実雇用率	④不足数(注1)
新潟市教育委員会	3,727.0	92.5	2.48	0.0

2 独立行政法人等における雇用状況(注2)

(法定雇用率2.5%)

	①算定の基礎となる職員数	②雇用障害者数	③実雇用率	④不足数(注1)
合 計	218.0	8.0	3.67	1.0
新潟県立大学	82.0	3.0	3.66	0.0
長岡造形大学	83.0	1.0	1.20	1.0
新潟県立看護大学	53.0	4.0	7.55	0.0

(注4)

注1 ④欄の「不足数」とは、職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者の数を減じて得た数であり、

これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注2 独立行政法人等のうち、国立大学法人(新潟大学、長岡技術科学大学および上越教育大学)の障害者雇用状況については、厚生労働省により公表される。

注3 新潟県教育委員会は、平成30年10月1日現在で実雇用率2.43%となり不足0人となった。

注4 長岡造形大学は、平成30年7月9日現在で実雇用率2.38%となり不足0人となった。

新潟県市町村等の機関の状況(5ページ 1-2の内訳)

新潟県市町村等の機関の状況(法定雇用率2.5%)

	①算定の基礎となる職員数(注1)	②雇用障害者数(注2)	③実雇用率	④不足数(注3)	備 考
合計	24,047.0	575.5	2.39	33.0	
1 新潟市	5,294.5	123.0	2.32	9.0	認定地方機関(注4)
2 長岡市	1,663.0	43.0	2.59	0.0	
3 長岡市水道局	75.0	2.0	2.67	0.0	
4 長岡市教育委員会	526.0	14.0	2.66	0.0	
5 小千谷市	403.0	10.0	2.48	0.0	
6 小千谷市教育委員会	122.0	3.5	2.87	0.0	
7 上越市	2,655.5	68.5	2.58	0.0	認定地方機関(注4)
8 妙高市	404.0	11.0	2.72	0.0	認定地方機関(注4)
9 三条市	501.0	12.0	2.40	0.0	
10 三条市教育委員会	218.0	5.0	2.29	0.0	
11 見附市	709.0	17.0	2.40	0.0	認定地方機関(注4)
12 加茂市	242.0	2.0	0.83	4.0	
13 加茂市教育委員会	107.5	1.0	0.93	1.0	
14 田上町	151.5	3.5	2.31	0.0	
15 柏崎市	771.0	20.0	2.59	0.0	認定地方機関(注4)
16 出雲崎町	99.5	2.0	2.01	0.0	認定地方機関(注4)
17 刈羽村	125.0	3.0	2.40	0.0	
18 新発田市	1,199.0	24.5	2.04	4.5	認定地方機関(注4)
19 胎内市	491.0	11.0	2.24	1.0	認定地方機関(注4)(注5)
20 阿賀野市	386.5	7.0	1.81	2.0	
21 阿賀野市教育委員会	132.0	2.0	1.52	1.0	
22 聖籠町	110.0	3.0	2.73	0.0	
23 聖籠町教育委員会	146.5	3.0	2.05	0.0	
24 下越障害福祉事務組合	104.0	2.0	1.92	0.0	
25 新発田地域広域事務組合	45.0	1.0	2.22	0.0	
26 五泉市	627.0	16.0	2.55	0.0	認定地方機関(注4)
27 阿賀町	254.5	7.5	2.95	0.0	
28 さくら福祉保健事務組合	99.0	2.0	2.02	0.0	
29 新潟県中東福祉事務組合	84.0	3.0	3.57	0.0	
30 十日町市	607.5	13.5	2.22	1.5	(注6)
31 十日町市教育委員会	118.0	5.0	4.24	0.0	
32 津南町	199.0	5.0	2.51	0.0	
33 糸魚川市	324.0	8.5	2.62	0.0	
34 糸魚川市教育委員会	220.5	6.0	2.72	0.0	
35 燕市	402.0	13.5	3.36	0.0	
36 燕市教育委員会	279.5	8.0	2.86	0.0	
37 弥彦村	73.0	1.0	1.37	0.0	
38 南魚沼市	683.5	16.5	2.41	0.5	認定地方機関(注4)
39 魚沼市	759.5	18.0	2.37	0.0	認定地方機関(注4)
40 湯沢町	167.0	0.0	0.00	4.0	
41 魚沼地域特別養護老人ホーム組合	91.0	2.5	2.75	0.0	
42 佐渡市	1,098.0	27.5	2.50	0.0	
43 佐渡市教育委員会	195.5	5.5	2.81	0.0	
44 村上市	680.0	18.0	2.65	0.0	
45 村上市教育委員会	245.0	2.0	0.82	4.0	
46 関川村	158.0	2.5	1.58	0.5	(注7)

注1 ①欄の「算定の基礎となる職員数」とは、通報の対象となる職員総数から除外率等を適用した結果、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数である。

注2 ②欄の「雇用障害者数」とは、フルタイム勤務の重度障害者が1人で2人とカウントされることや短時間勤務障害者が1人で0.5人とカウントされる等の重みづけを行った数値である。

注3 ④欄の「不足数」とは、職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となるしたがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 この機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 胎内市は、平成30年11月1日現在で実雇用率2.44%となり不足0人となった。

注6 十日町市は、平成30年11月16日に認定地方機関としての特例認定(十日町市教育委員会を合算)を受け、実雇用率2.55%となり、不足0人となった。

注7 関川村は、平成30年12月4日現在で実雇用率2.21%となり不足0人となった。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

①平成27年6月2日以降に採用された者であること

②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること